

科研費（補助金分）説明会

使用ルールについて

1. 科研費ハンドブック
2. 別紙3、4（留意点）
3. 科研費FAQ

いつから使えるか？

- ・新規の方：内定日～
- ・継続の方：4月1日～

何に使えるか？（直接経費）

- ・物品、旅費、人件費・謝金、その他
- ・広く柔軟に使用可能

使用できないケースは？(1)

(直接経費)

- ・研究と直接関係ないもの
- ・建物等の施設整備
- ・研究中の事故・災害処理
- ・代表者・分担者の人件費・謝金
- ・間接経費の使用が適切なもの

使用できないケースは？(2)

(直接経費)

- ・ 用途に制限のある経費との
合算使用不可

○：個人研究費＋科研費の合算

×：他の科研費や間接経費との合算

使用できないケースは？(3)

- ・年度を越えた使用 (直接経費)
 - ・次年度の旅費
 - ・次年度の国際学会の参加登録料
 - ・年度を跨ぐ出張の場合は年度毎に支出
(例：平成24年3月31日～4月3日の出張)
 - 3月31日：H23年度経費から支出
 - 4月1日～3日：H24年度経費から支出

研究計画の変更は？(1)

(直接経費)

・自由に変更可能なもの

- ・経費総額50%未満また300万円以下
であれば費目間の金額は変更自由
- ・役割分担等
- ・研究実施計画
- ・分担金の研究者別内訳
- ・**分担金の額の変更**
- ・**主要な物品の内訳**

研究計画の変更は？(2)

(直接経費)

・事前申請が必要なもの

- ・**経費総額50%以上また300万円以上の費目間の金額変更**
- ・**分担者の追加・削除**
- ・**育児休業等による中断**
- ・**代表者の所属研究機関変更**

研究計画の変更は？(3)

(直接経費)

- ・代表者の変更不可

- ・H23年度より、代表者の交替不可

間接経費とは？

- 研究機関のための経費
- 直接経費に上乘せされ、直接経費の30%相当額が間接経費として措置される

<使用例>

- 研究の広報活動費
- 施設設備費
- 競争的資金の管理事務経費
- 人件費
- 特許出願費用、弁理士費用、審査請求費用
- 共用で使用の消耗品 など

間接経費使用の具体例

- ・ 人件費 (科研費テーマ＋それ以外の研究遂行のための補助員の雇用)
- ・ 施設費 (研究室の蛍光灯修理、ドラフトチャンバー排気ファン修理、窓換気扇の設置、など)
- ・ 共用して使用する コピー・プリンタなどの 消耗品 (科研費テーマ＋それ以外の研究・事務用のプリンタトナー、など)

繰越とは？

- ・やむを得ない理由で期間内に完了しない見込みとなった場合、翌年度へ繰り越せる
 - ・地震・津波・豪雨等
 - ・シンポジウム講演者キャンセル翌年開催
 - ・新たな知見が得られ、計画変更にかなりの日数を要した など

研究実績・成果報告は？(1)

- 実績報告書(翌年度5月末提出)
- 自己評価報告書
(期間4年以上で3年目の終わり5月末提出)
- 成果報告書(最終年度の翌年6月末提出)
 - 提出しない研究者は、科研費が交付されない
 - 1年以上未提出となると、研究費返還あり

研究実績・成果報告は？(2)

- ・ 科研費で得た成果発表の際は表記を
 - ・ 本研究は科研費(8桁の課題番号)の助成を受けたものである。

This work was supported by (JSPS又はMEXT) KAKENHI (8桁の課題番号).

- ・ 新聞等で研究成果が報道されたら、その都度、文科省・学振へ送付

ルールに違反したら？(1)

- ・不正または虚偽による科研費の受給の場合
 - ・研究費の全額返還、応募資格の停止(本人、共謀者=5年)※分担者も受給不可
- ・受給した科研費の不正な使用の場合
 - ・該当する研究費部分を返還、応募資格の停止(本人、共謀者、共同研究者=1年)

ルールに違反したら？(2)

・不正行為(論文データのねつ造等)があった場合

・研究費の一部又は全額返還、応募資格の停止(本人、論文の内容について責任を負う者=1~10年)

不正な受給や使用、研究遂行上の不正行為は、学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。

ルールに違反したら？(3)

- ・受給した科研費の不正な使用の場合
 - ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる虚偽の請求書を作成させて、大学から研究費を支出させていた(H15～19年度)

返還額:775万円、応募資格の停止(4年)

不正を行うと、研究費の返還、応募の制限だけでなく、刑事罰が科せられるケースもあります。また、各研究機関においても厳しい懲戒処分がなされています。